

■ 特定健診、毎年受けていますか？

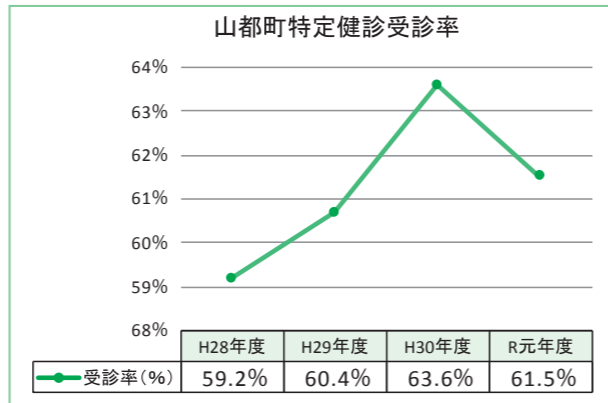
特定健診とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために40歳から74歳までの方を対象とし、メタボリックシンドロームに着目した健診です。身体測定（身長・体重・腹囲）、血圧測定、血液検査、内科診察のほか、山都町では特定健診受診者全員に心電図検査も実施しています。

健診を受診するメリットは、検査結果から生活習慣の改善点を見つけられることです。より多くの方に健診を受けていただき、自分の体と生活習慣を見直す機会を作っていただきたいと思います。

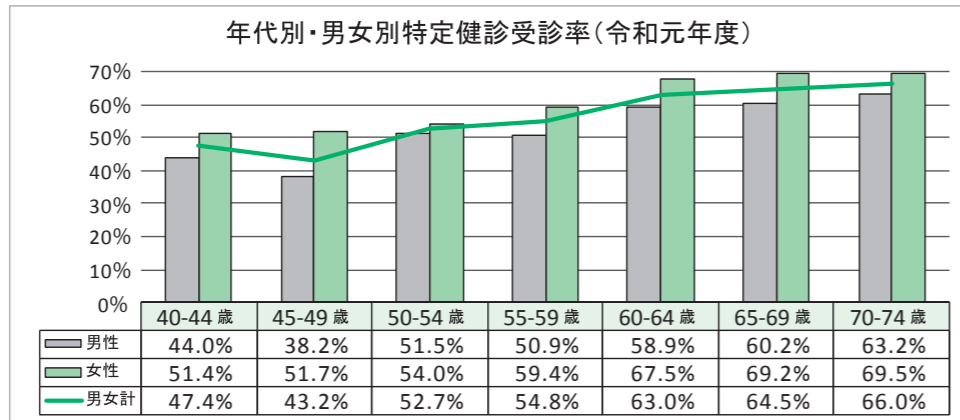
■ 山都町の特定健診受診率（年度別と年代別・男女別の結果）

山都町の特定健診受診率は、右のグラフのとおりです。令和元年度の都道府県別国保特定健診受診率は熊本県は38.0%でした。山都町の受診率は61.5%と県内自治体の中でも高い方ですが、第2次山都町総合計画では特定健診受診率の目標値を令和6年度までに65.0%としておりまだ達成できていません。

また、年代別、男女別で見ると受診率に差があります（下記のグラフ参照）。ご家族や地域の方と声をかけあって自分の健康を守るため特定健診を受けましょう。



年代別の受診率では、40歳代の受診率が低く、60歳代以上になると60%を超えています。男女別の受診率は、どの年代においても男性より女性の受診率が高くなっています。山都町の受診率は60歳代以上の方に引き上げられています。



■ なぜ、40歳から特定健診を受けなければならないの？

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型の肥満に高血圧、脂質異常、高血糖などの異常が重なって、将来的に心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクが高まっている状態）は、40歳以上から該当者・予備群が増加傾向にあるため、特定健診の対象年齢は40歳からとなっています。山都町の健診結果でも、糖尿病のおそれがないかを調べる「HbA1c（過去1～2か月間の血糖の状態）」が基準値より高い人が40歳以上で約8割と多い特徴があります。そして、そのほとんどの方は自覚症状がありません。糖尿病をはじめとする生活習慣病にならないために、また糖尿病の合併症、心臓病や脳卒中などの日常生活に悪影響を及ぼす病気にならないためにも、40歳になったら必ず特定健診を受けましょう。

山都町集団健診及び節目健診の申し込みはまだ受付中です。節目健診については健診機関によって定員に達し次第締め切ります。医療機関の変更や新規申し込みはお早めにお問合せください。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112 蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

違法な水道配管(クロスコネクション)になっていませんか？

違法な配管（クロスコネクション）は、衛生管理を行っている町の水道水に、濁水や細菌が混入し、健康被害など社会的に重大な事故を引き起こしかねません。指定給水装置工事業者はもちろん、町の水道水をご利用の皆さまにもご理解とご協力をお願いします。

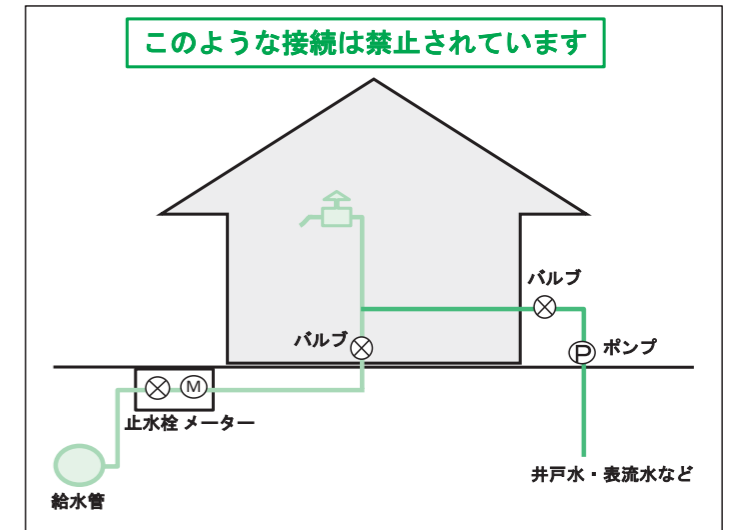
クロスコネクションとは？

『町の水道管』と『井戸水など水道以外の管』が直接つながっている状態のことをいいます。バルブ（止水栓）や逆流防止弁を設置して使用している場合も該当し、管が直接つながってなくても、水道の蛇口と井戸水などの蛇口がホースなどでつながった場合も同様となります。

禁止されている理由

町の水道管と井戸水などの水道以外の管が直結されているとバルブの故障や操作不良などにより水道管に水道水以外の水が逆流する場合があります。

もし、水道水以外の水が汚染（濁水、細菌等）されていた場合、広範囲に健康被害を及ぼす恐れがあるため、水道水の安全性を確保するという公衆衛生上の観点から、水道法により固く禁止されています。



クロスコネクションを発見した場合

クロスコネクションを発見した場合、速やかにクロスコネクションの解消（物理的切り離し）を実施するよう指導しますが、すぐに改善されない場合は、水道法および山都町水道事業給水条例に基づき、水道の給水を停止することがあります。

また、法令に基づき罰則（懲役5年以下または罰金100万円以下）が発生する場合があります。

安心安全な水道水を町民の皆さまにご利用いただくため、自宅の配管がクロスコネクションになっていないか確認と、クロスコネクションの速やかな解消をよろしく願いいたします。

開栓や閉栓を希望される方は、事前に申請書の提出が必要です！

山都町営の水道のご利用を開始または終了される利用者、山都町水道区域内で引越しをされる利用者の方は、事前に『水道使用異動届』の提出が必要です。

山都町では土・日・祝日および年末年始の閉庁日には異動届の受理およびメーターの設置等は一切行なっていません。異動を希望される3日前までには環境水道課または各支所農林建設水道係にて異動手続きをお願いします。

なお、町外等により開庁日の手続きが困難な場合は事前に役場までご相談ください。



問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002